

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（航空法第六章及び第十一章の規定の適用の特例） 第四百四十九条 自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者について、次の表の上欄に掲げる航空法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>							
	規定	(略)	読み替えられる字句		規定	(略)	読み替えられる字句
	第八十八条及び 第三百三十二 条の八十六第 一項第二号	(略)	国土交通省令で定める		第八十八条	(略)	国土交通省令で定める
		(略)	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める			(略)	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める
			当該事故が自衛隊の使用する無人航空機につ				

<p>第百三十二條 の九十第二項</p>	<p>第百三十二條 の九十一</p>
<p>当該事故</p>	<p>国土交通省令で定める ところにより</p>
<p>いて発生した事故（自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機又は無人航空機との間に発生したものを除く。）である場合を除き、当該事故</p>	<p>当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する無人航空機について発生した事態（自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機又は無人航空機との間に発生したものを除く。）である場合を除き、国土交通省令で定めるところにより</p>

（防衛出動時における航空法の適用除外）
 第百五十條 法第七十六條第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合においては、防衛大臣が告示した区域及びその上空の

<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

（防衛出動時における航空法の適用除外）
 第百五十條 法第七十六條第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合においては、防衛大臣が告示した区域及びその上空の

(略)

空域において行動する自衛隊航空機については航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条(第一項第三号に係る部分に限る。)、第三百二十二条の九及び第三百三十二条の九十一の規定は、自衛隊の行う同法第二百二十四条の三第一項に規定する行為(当該上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)については同項の規定は、それぞれ適用しない。

(略)

空域において行動する自衛隊航空機については航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条及び第九十二条(第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、自衛隊の行う同法第二百二十四条の三第一項に規定する行為(当該上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)については同項の規定は、それぞれ適用しない。